



弊法人からの連絡事項

「税額予測」をご利用ください

～ 9月30日（月）お申込み分まで無料です
（標準契約の場合）～



Dental



Medical

P1

P2

弊法人からの連絡事項

税額予測の見方について



Dental



Medical

P3

P4

税務トピックス

空き家をそのままにいませんか？



Dental



Medical

P5

労務トピックス

医師の36（サブロク）協定

～ 時間外労働に上限！令和6年度改正～



Dental



Medical

P6

税務トピックス

ふるさと納税・住宅ローンへの定額減税の影響



Dental



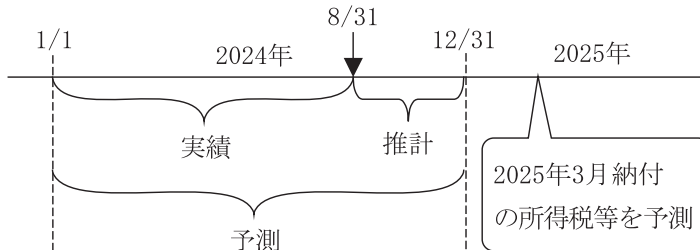
Medical

P7

「税額予測」をご利用ください ～9月30日（月）お申込み分まで無料です（標準契約の場合）～

毎年恒例の「税額予測」の時期となりました。

税額予測は、1月から8月までの実績を基に年間の医業収入・医業原価・医業経費を予測し、措置法26条の計算を加味して、所得控除・税額控除を差し引き、税額を予測するものです。



1. 対象

「税額予測」の対象は、開業2年目以降の個人医院・クリニックです。

※医療法人の税額予測は、各法人の決算の2ヶ月前に行います。（理事長個人は対象外です）

2. 費用

(1) 標準契約で9月30日（月）までのお申込み：**無料**

(2) 標準契約で10月1日（火）～10月15日（火）までのお申込み：11,000円（税込）

(3) セルフマネジメント契約で10月15日（火）までのお申込み：11,000円（税込）

※10月16日（水）以降は、税額予測のお申込みを受け付け致しません。ご了承ください。

3. 申込方法

下記書類を期日までにお送りください。

- ①「税額予測」の申込書
- ②1月～8月までの月次資料

税額予測は、標準契約で9月30日（月）までに、①申込書をファックス、②月次資料を郵送いただいた場合に無料となります。お早めにご準備ください！

2024年の1ヶ月分の生活費として認識している金額をお知らせいただければ、その「生活費」と「医院・クリニックの収入」及び「先生の所得」とのバランスを確認できます。

2024年9月以降に収入、支出で大きな動きがある場合はお知らせください。（各種給付金を含む）

FAX 03-3593-3245

税額予測の申込書

申込期限 2024年9月30日（月）
（有料申込は10月15日（土）まで）

2024年分（2025年申告分）の税額予測を行いますので、ご希望の方はFAX、又は郵送にてお申し込み下さい。
8月までの資料が未着の場合は予測できません。期日までにお申し込みいただいても、8月分資料が9月30日（月）までに届かない場合は有料となります。ご注意ください。

一 般 契 約	費 用	
	9月30日まで	無 料
	10月1日～10月14日	11,000円

セルフマネジメント契約 11,000円

4000 霞ヶ関歯科医院 御中

予測結果送付先 試算表送付の宛先にお送り致します。

◎ 生活費等（食費、自宅の賃借料、お子様の学費など、医院にまったく関係のない支払）
希望の金額をお知らせいただければ、その生活費で「医院で自由に使える資金がどのくらい残るのか」を予測いたします。

1か月の生活費等 万円

◎ 9月以降に受け取る予定の給付金があればお知らせください。

- ・オンライン資格確認関係補助金
- ・その他助成金、給付金等

入金予定額 約 万円

◎ その他、予測に関するご意見・ご希望・ご質問

日本クリアス税理士法人 医療事業部
〒100-6033 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 33F

FAX 03-3593-3245 0001000-00

4. 補助金・助成金について

2024年に、物価高騰に伴う補助金、オンライン資格確認関係補助金、IT補助金などを申請されている医院・クリニックもございます。これらの補助金・助成金・給付金は事業所得となり、税金負担を繰り延べる圧縮記帳の検討をします。補助金の申請をした際は、まずはご一報ください。支給決定の通知が届きましたら、月次書類にご同封ください。

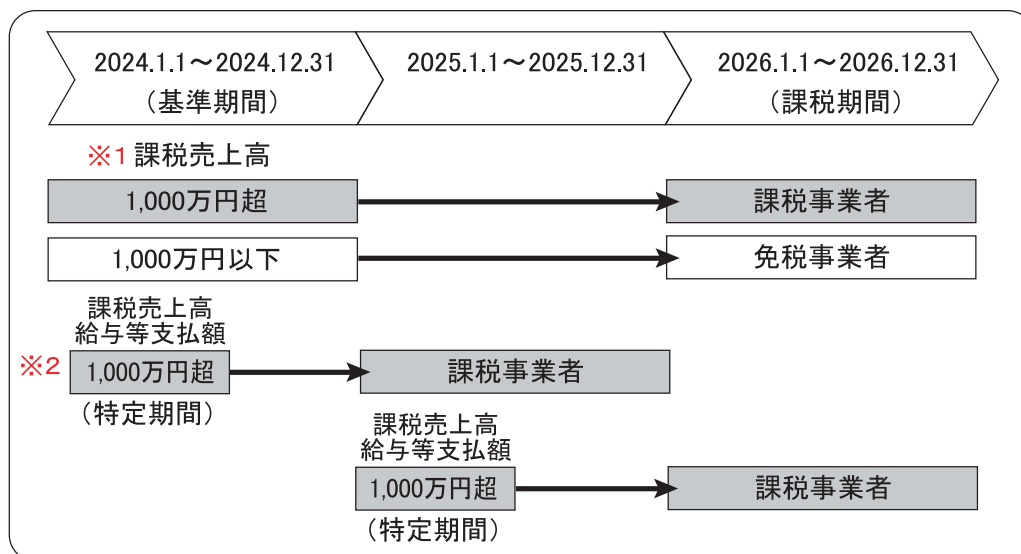
■ 支援金パターン例

IT補助金、ものづくり補助金、オンライン資格確認関係補助金など費用の補填	事業所得
医院・クリニックの物価高騰に対する補助金	事業所得
家庭の物価高騰に対する補助金、歯科医師会からのお見舞金など個人への慰労金	個人（原則申告不要）

5. 消費税の免税判定

個人医院・クリニックの消費税の免税判定は、2026年度の判定を2024年度の実績で行います。2026年度に免税となるためには、今年度（2024年度）の課税売上高が1,000万円以下でなければなりません。

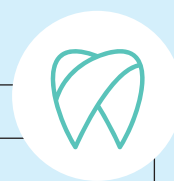
○個人事業者の納税義務



※1 課税売上高は自費収入だけではなく、歯ブラシ等の販売収入や撤去冠等の金属代収入、事業用として使用している車の売却に関する下取り金額等も含まれますのでご注意ください。

アサヒプリテック メタルアカウントシステムを利用の場合
2024年中に

換金した場合	売却価額は消費税の課税売上に含まれます。
換金せずに預入をただけの場合	消費税の課税売上には含まれません。※



※12月末に時価評価をした結果、評価益・評価損が発生すれば所得税の計算には影響します。

※2 上記で免税の条件を満たしていても、前年の1月から6月までの6か月間（特定期間）の課税売上高と給与等支払額が各1,000万円を超えた場合、翌年は課税事業者となります。

日本クレアス税理士法人 医療事業部 <税額予測に関するご相談は、お気軽に>

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

税額予測の見方について

税額予測の見方についてご案内いたします。
 税額予測を活用するメリットは以下の通りです。

- ✓ 経過した8か月間の実績を基に、収入・経費・所得等を予測し、利益目標への取り組みを
- ✓ 消費税について、2026年度の免税事業者になるかどうか把握できます。
- ✓ 所得税、住民税及び消費税等の予測納税額が把握できます。
- ✓ 納税資金のご準備（資金繰り）を考える余裕が生まれます。
- ✓ 設備投資を計画することができます。
- ✓ ふるさと納税の有効活用が検討できます

2024年度税額予測計算表 (8月実績)

4000 新宿歯科医院

9月からの予測額(1か月分)		年間合計(予測)
① 社保収入	1,475,560	17,706,722
国保収入	1,181,235	14,174,821
自費収入	917,020	11,004,240
その他収入	29,275	351,301
収入合計	3,603,091	43,237,088
② 医業原価	538,741	6,464,892
医業経費	1,510,712	18,128,545
経費合計	2,049,453	24,593,437
所得	1,553,637	18,643,647
仮払税金	89,945	1,079,339
② 消費税課税売上高		11,077,000

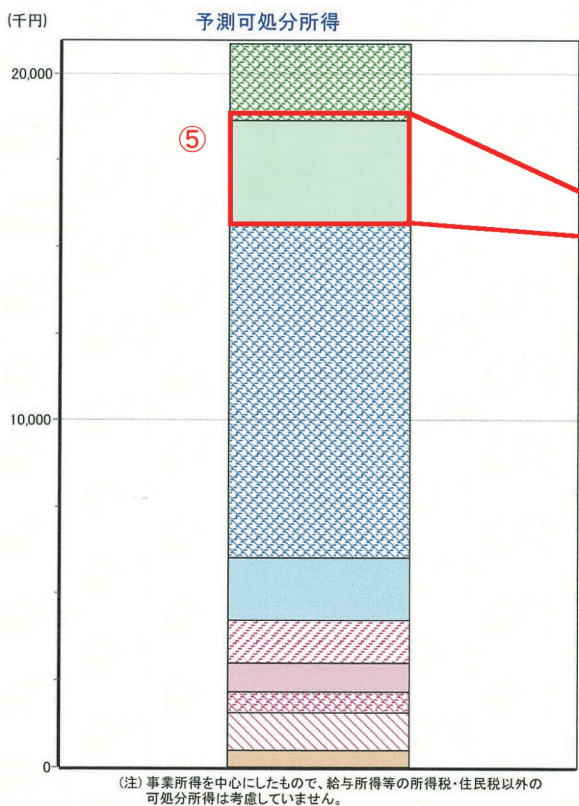
② 医業経費には専従者給与 3,000,000 円が含まれています。

③ 予測医業収入	43,237,088 円
予測医業経費	24,593,441 円
予測医業所得	18,643,647 円
青色申告特別控除	650,000 円
④ 措置法差額	2,804,898 円
事業所得金額	15,188,749 円
所得控除	3,150,000 円
(医療費控除等を除き、昨年実績を採用)	
住民税の所得控除は	2,820,000 円
住宅借入金等特別控除	0 円
(昨年実績を採用)	

課税所得金額	12,038,000 円 (住民税の課税所得金額は)
住民税額 (2024年6月以降納付分)	(住民税に) 12,368,000 円 × 10% - 調整額 2,500 円 +
所得税額	12,038,000 円 × 33% - 1,536,000 円 =
復興特別所得税	(所得税額 特別控除等) × 2.1%
	(2,436,540 円 - 0 円)
予測仮払税金	1,079,339 円 +
他源泉所得税	0 円 =
源泉徴収税額	1,079,339 円
2024年4月の所得税の納付税額	
所得税額	2,436,540 円 -
特別控除等	0 円 +
復興特別所得税	51,167 円

POINT ふるさと納税

所得税、住民税から控除を受けられる上限額があります。
 ご関心がございましたら、担当までお問い合わせください。



(注) 事業所得を中心としたもので、給与所得等の所得税・住民税以外の可処分所得は考慮していません。

減価償却	2,220,000 円
⑤ 利用可能額	3,013,208 円
個人分	9,600,000 円
住宅ローン	2,400,000 円
健康保険・国民年金等	2,400,000 円
その他生活費等	4,800,000 円
事業借入金返済	1,800,000 円
住民税	1,239,300 円
納付税額	808,300 円
予定納税額	600,000 円
源泉徴収税	1,079,339 円
消費税 (中間含む)	503,500 円

⑥ 予測納税額

所得税 [復興特別所得税含む]	808,300 円
住民税	1,239,300 円
消費税	503,500 円

◆税額予測の解説

- ① 1月～8月までの実額の収入と経費等の平均額から、1カ月当たりの予測額を載せています。この予測額よりも所得が大きくなった場合には、税額も予測より増えます。
- ② 1年間の消費税の課税売上高(予測)です。1,000万円を超える場合は、2026年が課税事業者になります。
- ③ 年間の収入、経費、所得の予測額です。
- ④ 措置法26条が適用になる場合は、ここに金額が表示されます。金額が大きいほど、税制上有利になります。
- ⑤ 利用可能額は、予測計算で算出された先生の所得から生活費を差し引いた金額です。
 は、生活費以外に使えるお金があることを意味します。
 は、生活費だけで他に使えるお金がないことを意味します。
- ⑥ 予測納税額は、来年3月以降に納める税額です。△(マイナス)の場合は、還付される金額です。

◆各種給付金の税額計算上の取り扱いについて

2024年に国や自治体から物価高騰支援金などの給付金等を受け取り、事業の収入／経費を補填した場合は事業所得に含めて税額の計算をいたします。

税額予測に関するご質問は、担当までお問合わせください。
 日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3593-3237

見通せます。

12,368,000円)

おける寄附金の税額控除は考慮外)
 均等割 5,000円＝ 1,239,300円

4,436,540円

＝ 51,167円

9円

	源泉徴収税額	予定納税額	納付税額
日	－ 1,079,339円	－ 600,000円	＝ 808,300円

※措置法26条：適用あり
 2026年分消費税予測 課税・免税

.....

.....

.....

.....

.....

.....

審	理	担	当

国内では深刻化する空き家問題を解決する必要性が認識されていますが、その一環として税務の面でも対応の強化が決められています。

相続した空き家の措置はその一つの事例と言えるでしょう。

次号では相続に関する登記の義務化について掲載を予定しております。

■税務面の影響・・・**固定資産税の負担増加**

今まで、空き家は建物を解体しない方が「固定資産税等の住宅用地特例」の適用により、最大で本来の1/6の税負担で済むため税務的には得でした。

しかし、2023年12月に空家等対策特別措置法の一部が改正され、「特定空家」と「管理不全空家」に指定されると固定資産税軽減の特例適用は認められない可能性があり、特例適用前の通常どおりの負担、つまり**今までの最大6倍の固定資産税がかかることになってしまいます。**

管理不全空家とは？

適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある空家

特定空家とは？

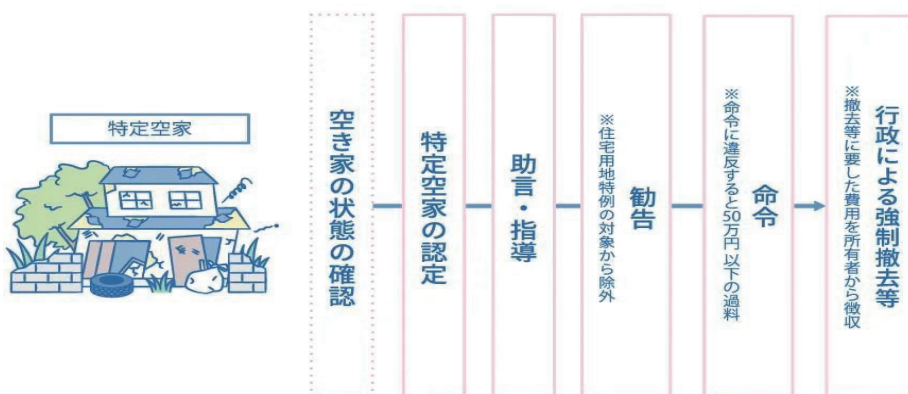
- ・倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等



特定空家に認定された後の流れ

認定されてすぐに住宅用地特例の対象から除外されるわけではありません。

まずは、市区町村は所有者に適切に管理をするように「助言・指導」を行います。それでも改善が見られない場合に「勧告」が行われ、住宅用地特例の対象から除外されます。更に、勧告に従わない場合は「命令」を行い、違反すると50万円以下の過料、最終的には行政によって強制撤去もあり得ます。管理不全空家の場合も、同様の流れで勧告を受けた際に、住宅用地特例の対象から除外されます。助言・指導の段階で適切に対応しましょう。



空き家をそのままにすると固定資産税の負担が増える可能性がある他、屋根や外壁が落下して通行人にケガを負わせてしまい、損害賠償責任を問われるケースもあります。放置しないためには、管理サービスの利用や、売却を検討しましょう。**相続で取得した空き家と敷地であれば、売却時に税務メリットのある特例措置を活用することができます。** 検討される際は、まずは担当までご相談ください。

基礎知識

36(サブロク)協定とは、正式には「時間外労働・休日労働に関する協定」といい、残業や休日出勤をする際に締結と届出が必要となる労使協定です。

【法定労働時間】として、労働基準法では**原則、労働時間は1日8時間・1週40時間以内、法定休日は週1日、又は4週で4日**としています。この【法定労働時間】を超えて、従業員に時間外労働(残業)をさせる場合には、この36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ることが必要です。**36協定**においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。

	原則：一般条項	36協定：特別条項(臨時的な特別の事情がある場合)	
時間外労働の上限	月：45時間 年：360時間	月：100時間未満(時間外労働+休日労働時間) 年：720時間	※一般条項・特別条項の上限を超えた労働をさせた場合、使用者に罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。
	(1年単位の変形労働時間制適用労働者) 月：42時間 年：320時間	※月45時間を超える月は年6回まで ※2~6か月の平均が80時間(時間外労働+休日労働時間)以内	

医師の36協定 ~ 時間外労働に必要な届出です ~

医師の働き方改革の一環として、2024年4月以降、医師に対して猶予されていた前述の時間外・休日労働の規制が適用されることとなりました。これまで医師は何時間でも時間外労働ができる状態でしたが、この猶予が終了し、**医師の時間外労働に対しても上限時間が設定される**ことになったのです。

- ・一般条項 ー 他の業種と同様に月45時間以下、年360時間以下が適用されます。
- ・特別条項 ー 医療機関の“水準”によって区別され、それぞれ異なる上限や措置が適用されます。(下表)

	提出書類	時間外労働の上限
特例水準	A水準	36協定 月：100時間未満(休日労働含む)かつ 年：960時間以下(休日労働含む)
	B水準	36協定 (上記を超える場合には面接指導が必須) 年：1860時間以下(休日労働含む)
	連携B水準	(" 面接指導が必須条件) 年：1860時間以下(休日労働含む) ・通算で、年：1860時間以下 ・各院では、年：960時間以下
	C水準	(" 面接指導が必須条件) 年：1860時間以下(休日労働含む)

*提出書類は都道府県により異なる為あくまでも一例です。評価センターに申込み結果通知を受ける必要がある書類があります。

特別条項を定める場合には、①長時間労働医師への面接指導、②勤務間インターバル制度、③代償休息、のルール実施が医療機関に義務化されています。(A水準は、②③は努力義務)

こちらはあくまで概要のご案内となりますので、実際には細かなルールについてもご留意頂く必要があります。弊社グループの社労士法人にてご相談を承ることも可能です。まずは弊社人担当までお問い合わせください。

Question

令和6年に実施されている定額減税ですが、ふるさと納税の控除限度額、住宅ローン控除には影響があるのでしょうか？

Answer

1. ふるさと納税の控除限度額への影響

ふるさと納税では定額減税前の所得で上限が決定されている為、定額減税によるふるさと納税控除（限度額）への影響はありません。

■ ふるさと納税基礎知識

自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に確定申告をすることで寄附額から2,000円を引いた額が所得税と住民税から控除されます。

■ 注意点

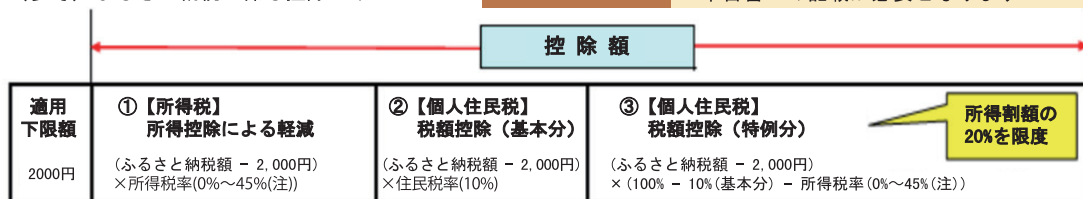
控除を受けるためにはふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。しかし、ワンストップ特例を利用した場合は確定申告をする必要はありません。

ふるさと納税を行った場合の計算方法

(参考) ふるさと納税に係る控除のイメージ

ワンストップ特例とは

- ・1年間の寄附先が5自治体以内であれば利用できます
- ・確定申告するとワンストップ特例は無効となるため申告書への記載が必要となります



出典：国税庁

上記①および②により控除できなかった額を、③により全額控除（所得割額の20%を限度）します。地方税では、令和6年度分の住民税におけるふるさと納税の特例控除額の控除上限額は、定額減税「前」の所得割額を基準とすると定められており、ふるさと納税の限度額が引き下がらないよう配慮されています。

所得割額とは

所得金額に比例して課税される住民税額のことです。課税標準は前年の所得で算定されます。

2. 住宅ローン控除への影響

定額減税による住宅ローン減税の控除額が減ることはありません。

住宅ローン減税を優先に行い所得税額から住宅ローンの控除を引いた後、定額減税の控除をすることになっています。

事例	税額
● 住宅ローン残高3,000万円	● ローン控除上限 21万円 (3,000万円×0.7%)
● 所得税20万円住民税10万円 (定額減税前)	● 所得税 0円 (20万円-21万円<0)
● 扶養家族 (妻・子供2人)	⇒ 控除しきれなかった1万円は住民税から控除
● 定額減税額	● 住民税 9万円 (10万円-1万円)
所得税12万円 住民税4万円	● 定額減税で引ききれない額 (所得税12万 + 住民税4万) - 9万 = 7万円

■ 補足

定額減税で引ききれない額は、市区町村から給付される予定となっています。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 384号

■ 発行日：2024年9月5日

■ 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■ URL：https://ca-medical.jp

■ お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階

電話 (代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

<国内> 東京/高山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人